

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)  
第 34 回理事会 (決議省略) 議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

■第 1 号議案 事業計画書・収支予算書等の承認の件

<提案内容>

2021 年度事業計画書、収支予算書の補正申請 (2 月末に申請した内容の補正)、及び業務実施規程の一部改正を内閣府へ申請する。

また、今回内閣府にて、「2020 年度の休眠預金等交付金活用推進基本計画」について以下下線部分の変更を行うこととなったことから、当機構の 2020 年度の事業計画、収支予算について一部変更を行う必要が生じており、この対応についても併せて実施（申請）する。

<変更内容>

2021 年度新型コロナ対応支援枠について、2021 年度交付金を預金保険機構から JANPIA が受け取ることが可能となる 7 月までの間に、必要な助成を支出できるよう、2020 年度交付金の助成支出額の範囲内で手当てをするため、技術的な修正を行う。

●理事会承認後内閣府へ認可申請を行う計画書類等

- ①2021 年度事業計画書・収支予算書の補正申請
- ②業務実施規程の改正：当規程の附則への追記
- ③2020 年度事業計画書、収支予算書の変更申請

■第 2 号議案

資金分配団体（新型コロナウイルス対応緊急支援助成事業）の採択を保留とした 1 団体の取り扱いについて

<提案内容>

2 月 25 日開催の理事会において、新型コロナウイルス対応緊急支援助成事業の選定について協議を行い、11 団体を選定し、1 団体については選定を保留としていたが、この 1 団体についてその後実施した当該団体との面談や、当該団体関係者（通報者）へのヒアリング等の結果、現時点で役員体制も含めて事務局運営体制が安定した状況ではなかったことと、すでに当該団体が採択された 2020 年度通常枠の事業に加えて緊急支援枠にて新たな事業を実施するには体制として十分ではないと考えらえるため、不採択とすることについて本議案にて提案するもの。

■第 3 号議案 運営資金の借り入れに関する件

<提案内容>

当機構の事務所の賃貸契約において、敷金相当の約 4,680 万円については、休眠預金等交付金からの支出対象とならない（退去時に返金されることが理由）。この敷金相当額については別途資金手当てが必要であり、昨年度末同様に借入により手当を行う。

第 21 回理事会（2020 年 3 月 18 日書面開催 同年 3 月 19 日決議）にてみずほ銀行からの借

入について他行との条件比較等を提示し議案を提起、承認を得ており、今回条件に変更はない旨確認ができていることもふまえ、引き続き以下内容にて借り入れを行うこととしたい。

- 融資枠：9千万円、年利：1.08%（1カ月ごとの市場金利連動）、返済期日：2021年8月31日、融資形態：当座貸越契約及び払戻請求書に基づく貸越とする。

## 2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

## 3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2021年3月17日（水）

## 4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

2021年3月15日（月）、理事 二宮雅也が理事および監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2021年3月17日（水）正午までに、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第44条および理事会規則第10条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があつたものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2021年3月17日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理 事 長 二 宮 雅 也